

呉市立白岳小学校いじめ防止に係る基本方針

平成30年4月1日策定
令和6年9月30日改訂

1 いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下、「いじめ防止等」という。）についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。

2 いじめの定義

「いじめ」を法第2条の規定に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、当該行為を受けている児童が現に心身の苦痛（傷つき）を感じているかという視点に立ち、いじめられた児童本人や周辺の状態等を客観的に確認して総合的に判断することを周知し、いじめの積極的な認知につなげる。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。また、そのことを児童生徒にも認識させておくことが求められている。

3 いじめ防止等に係る基本的な考え方

いじめの問題に取り組むにあたっては、本校の児童実態や生徒指導上の課題について確認し、組織的かつ計画的にいじめのない学校を構築するため、本校教職員および関係者の認識の共有と徹底を図る。

(1) いじめの問題への認識

ア いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、児童の心身に深刻な影響を及ぼ

し、生命をも奪いかねない人権にかかわる重大な問題である。

イ いじめには、大人には見えにくく、発見することが難しいという特性があり、大人が見逃したり、見過ごしたりする可能性がある。

ウ いじめは、全ての児童に関する問題である。

(2) いじめの問題への指導方針

ア いじめは絶対に許されないとの毅然とした態度で、いじめられている児童の立場に立って指導する。

イ 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分理解できるように指導する。(早期発見・早期対応)

ウ いじめの問題への対応は、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題であり、児童一人一人の個性に応じた指導の徹底や児童自らいじめをなくそうとする態度を身に付けるなど望ましい集団づくりとあわせて指導する。

(3) いじめの問題への対応

ア いじめの防止については、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指して行う。

イ いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むことなく、学校が一丸となって対応する。

ウ いじめの対応においては、認知件数の多寡のみを問題とするのではなく、アンケート調査や教育相談、日常的な実態把握により、早期に発見(認知)し、早期に対応する等、学校全体で組織的に取り組む。

エ 家庭と十分な連携をとりながら、いじめの中には、警察等関係機関と早期の連携が重要となるものがあることを十分認識して取り組む。

4 実施体制

いじめの問題に取り組むにあたり教職員は、平素からいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておく。

いじめの防止等やいじめの対処に関する措置を組織的実効的に行うため、校内に設置している「いじめ防止委員会」「生徒指導推進委員会」「生徒指導部会」等を活用する。

いじめ防止委員会の構成、役割及び組織は、この基本方針に基づき適切に改訂する。

5 「いじめ撲滅プロジェクトチーム」の設置

教職員、児童生徒、保護者、地域住民等によるプロジェクトチームを設置し、年間を通して、いじめゼロの実現を図る取組を充実させる。

いじめ防止年間活動計画の中に、具体的な取組を明記する。

(1) 構成員

ア 教職員(校長、教頭、生徒指導主事等)

イ 児童(企画委員会代表等)

ウ 保護者(P T A会長、P T A役員等)

エ 地域住民(学校評議員等)

(2) 取組内容

ア いじめの未然防止に係る啓発活動(校門でのいじめ撲滅呼びかけ運動を、あいさつ運動と兼ねて実施。標語やポスターの募集、掲示、表彰。学校通信、P T A新聞やホームページ等を使った広報活動。5-4-② こめの人権講演会等)

- イ 保護者によるいじめ相談窓口の設置，学校・学年通信による「いじめ相談窓口」や学校の取組等の広報
- ウ 「いじめ撲滅プロジェクトチーム会議」を学期に1回以上設定
- エ その他いじめの防止等に必要な取組

6 いじめ防止等に係る具体的な取組

次の事項について，いじめ撲滅プロジェクトチームと連携を図りながら，取組を推進する。

(1) 教職員の取組

- ア いじめ防止等に係る教育相談体制及び生徒指導体制の構築
- イ いじめ防止等に係る校内研修計画の策定
- ウ いじめ防止等に係る関係機関連携
- エ いじめの防止及びいじめの早期発見を目的とする年間計画の作成
- オ いじめの防止及びいじめの早期発見に係る児童生徒及び保護者への啓発・広報
- カ いじめ防止等に係る相談窓口の設置・広報
- キ いじめが発生した場合の対応マニュアルの作成（別紙1）
- ク 重大な事態が発生した場合の緊急対応チームの編成及び対応マニュアルの作成（別紙2）
- ケ 必要に応じた心理等外部専門家の招聘

(2) いじめ撲滅キャンペーン

児童が自主的にいじめの問題について考え，議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。また，未然防止の基本として，児童が，心の通じ合うコミュニケーション能力を育み，規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

特に，児童会を中心としたいじめ撲滅キャンペーンを年間2回実施し，児童の主体的な活動を通して，いじめに対する問題意識を高めるとともに，いじめは絶対に許さないという心を育む。なお，実施に当たっては，保護者や地域を巻き込むとともに，中学校区で連携しながら取り組む。

ア 期間

第1回：6月上旬～7月上旬，第2回：10月中旬～11月中旬

イ 取組内容（例）

- (ア) 「いじめ撲滅プロジェクトチーム」を中心とする，いじめ撲滅のための取組の話合い，全児童参加による活動（標語，ポスター，学級対抗スポーツ大会，縦割り遊び，読み聞かせ等）
- (イ) 「いじめゼロ」の幟旗を立て，挨拶運動や生活朝会でのいじめ撲滅の呼びかけ
- (ウ) 「公正・公平」「信頼・友情」等の内容項目での道徳参観日実施，懇談会での保護者啓発
（学校における道徳教育や本時の授業，いじめ撲滅キャンペーンの取組，人間関係づくりの説明等）
- (エ) 学校便りによるいじめ撲滅キャンペーンの取組紹介（いじめ問題について家庭で考える契機とする。）
- (オ) いじめ撲滅プロジェクトチームの参画によるいじめ撲滅の気運の高揚

(3) いじめの早期発見・早期対応

- ア 児童が教職員に悩み等を打ち明けられるような信頼関係の構築を図るとともに、教職員間の連携や共有を基にした児童が気軽に悩みや不安を相談できる教育相談体制を確立する。
- イ 休み時間や放課後等での会話や児童の観察、日記・生活ノート等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ウ 学期に1回以上、アンケート調査及び個別面談を実施する。なお、アンケート調査の実施に当たっては、児童の実態等を見ながら、調査方法（記名式、無記名式）や回答方法（学校で回答、自宅に持ち帰って回答）についても検討する。
- エ 保健室や相談室の利用、電話相談窓口等について学校便りや学年便りで広く周知する。
- オ いじめられている事実を他者に伝えることは適切な行動であると理解させ、レジリエンス（心の回復力）の育成やSOSを出すことのできる児童の育成に向けた取組を、学年実態に応じて実施する。

(4) いじめへの組織的な対応

教育相談や見守り、保護者連携等により、児童の友人関係や精神面等に係る状況の把握に努め、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校全体で情報を共有し、全教職員がいじめられた児童を守りきるという立場に立ち、組織的に対応する。なお、児童や保護者がそれ以上の対応を望まない場合も、継続して一緒に取り組む姿勢があることを示していく。

- ア いじめを把握した場合には、教職員が一人で抱え込まず、いじめ防止委員会（いじめ対応チーム）で情報を共有するとともに、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係等についての情報を集め、指導に生かす。
- イ いじめられた児童に対しては、事実関係の聴取を行うとともに、家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝える。また、いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。
- ウ いじめをした児童からも事実関係の聴取を行い、十分な反省を促すとともに、成長支援という視点を持ちながら指導をする。また、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。なお、状況に応じて、心理や福祉の専門家等、外部専門家に協力要請を行う。
- エ 事実関係の聴取に当たっては、次のことに留意して行う。
 - (ア) 児童への事情聴取はできるだけ複数教員で行い、場所や時間に配慮する。
 - (イ) 児童が安心して話せる人や場所に配慮する。
 - (ウ) 関係者からの情報に食い違いがないかを確認する。
 - (エ) 情報提供者についての秘密を厳守し、報復等が起こらないよう細心の注意を払う。
- オ 傍観者の立場でも、いじめているのと同様であることの指導をする。いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに 5-4-④ を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対し、その行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されな

い行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

カ 謝罪の場の設定に当たっては、単に早期の解決を目指すのではなく、被害児童の心情に寄り添い、被害児童やその保護者の意向や状況を捉えた上で行う。

キ 指導や謝罪が終わった後も、被害児童や保護者への面談などを通じて、いじめに係る行為が止んでいるかどうか、被害児童が心身の苦痛を感じていないかどうかについて、日常的に注意深く見守り、継続的に確認する。

ク 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる次のようないじめ事案等に対しては、法第23条第6項に基づき、直ちに、警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する。

(ア) 学校の内外で発生した児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じている、又はその疑いのあるいじめ事案

(イ) いじめを受けた児童又は保護者のいじめをした側に対する処罰感情が強いなどいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案

(ウ) 匿名性が高く、拡散しやすい等の性質を有している児童ポルノ関連のいじめ事案

ケ いじめの問題等に関する指導記録を作成し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

(4) 学校、家庭及び地域の連携

より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが重要である。PTAや地域の関係団体等と学校関係者がいじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進する。

7 重大事態への対応

いじめの中には、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような重大事態が含まれる。これら重大事態については、「4」のいじめ防止委員会を中核とする「重大事態緊急対応チーム」を編成し、事態に対処するとともに、事実関係を明確にし、同種の事態の発生の防止に役立てるための調査を行う。

(1) 「重大事態」の定義

いじめの「重大事態」を、法第28条に基づいて次のとおり定義する。

- 一 いじめにより本校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより本校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 具体的な対応

発生事案について、いじめ防止対策委員会において重大事態と判断した場合は、呉市教育委員会に報告するとともに、全教職員の共通認識の下、いじめられた児童を守ることを最優先としながら、適切な対応や調査を迅速に行う。

ア 問題解決への対応

(ア) 情報の収集と事実の整理・記録（情報集約及び記録担当者の特定）

(イ) 緊急対応チーム編成（校長、⁵5-4-⑤¹、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、担任、スクールカ、スクールソーシャルワーカー等）

(ウ) 関係保護者、呉市教育委員会及び警察等関係機関との連携

(エ) PTA役員との連携

- (オ) 関係児童への対応
- (カ) 関係保護者への対応
- (キ) 全校児童への対応

イ 説明責任の実行

- (ア) いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報の提供
- (イ) 全校保護者への対応
- (ウ) マスコミへの対応（窓口の一本化）

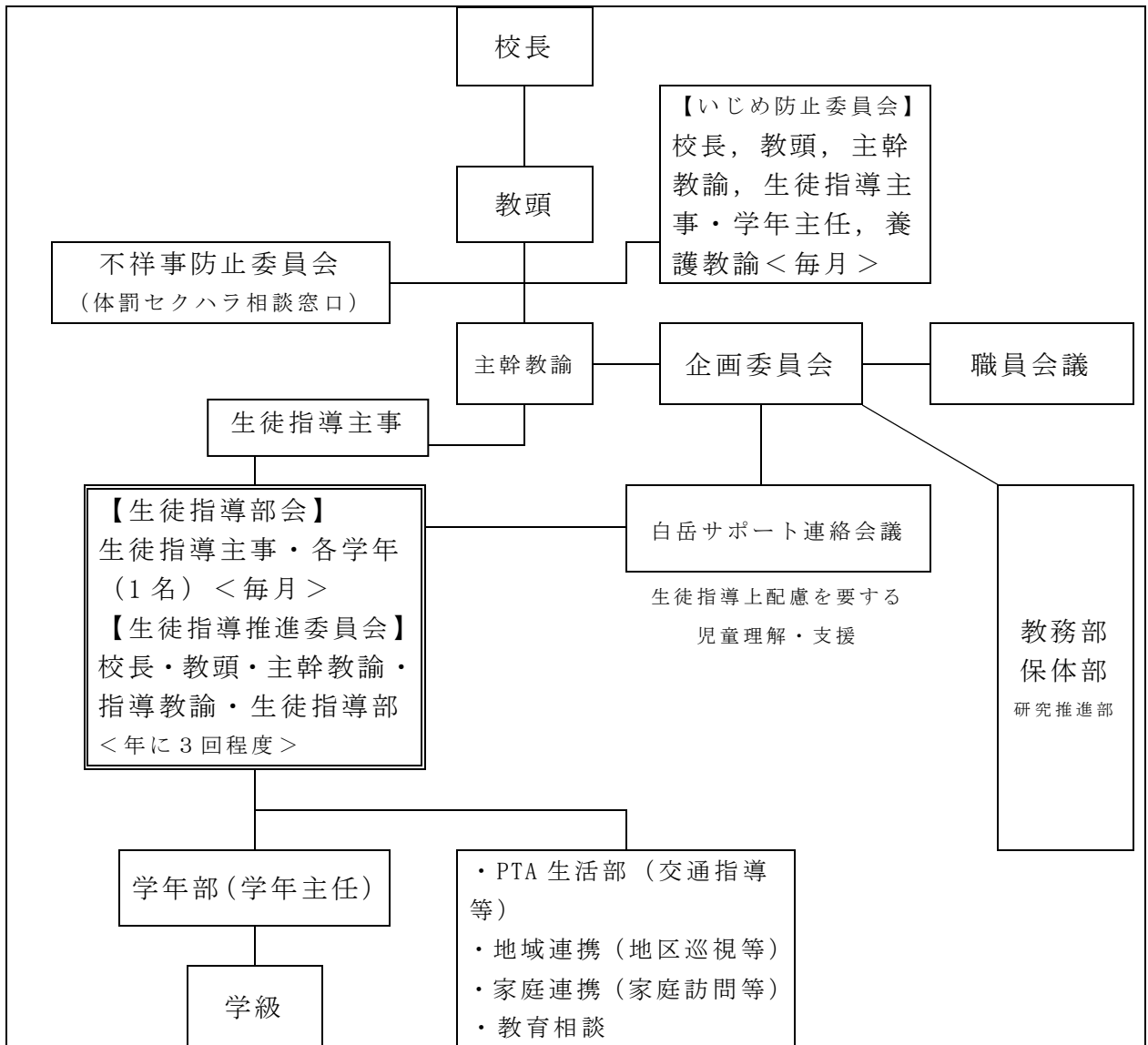
ウ 再発防止への取組

- (ア) 呉市教育委員会との連携のもと、関係機関との連携
- (イ) 問題の背景・課題の整理，教訓化
- (ウ) 取組の見直し，改善策の検討・策定
- (エ) 改善策の実施

8 取組の検証と実施計画等の見直しについて

- (1) 策定した基本方針が機能しているか否かの検証及び見直しを，毎年度末までに行う。
- (2) 学校評価において，いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し，達成状況を評価する。また，評価結果を踏まえ，学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。
- (3) いじめ撲滅プロジェクトチームにおいて，各学期末にいじめ防止等に係る振り返りを行い，その結果に基づき，実施計画の修正を行う。また，各種アンケート，いじめの認知件数及びいじめの解決件数，いじめ防止等に係る具体的な数値を基に，年間の取組を検証し，次年度の生徒指導推進計画を作成する。

< 校内運営組織 >



いじめ対応マニュアル

いじめに発展する可能性のある事案の把握・いじめの把握

生徒指導主事に報告

校長，教頭に報告

いじめ対応チームの招集（管理職，生徒指導主事，養護教諭，関係担任等）

【対応の方針の決定・役割分担】

1 情報の整理

- ・いじめの態様，加害者，被害者，関係者，周囲の児童）の特徴

2 対応方針

- ・緊急度の確認（自殺，不登校，脅迫，暴行等の危険度を確認）
- ・事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認

3 役割分担

- ・被害者からの事情聴取と支援担当
- ・加害者からの事情聴取と指導担当
- ・周囲の児童と全体への指導担当
- ・保護者への対応担当
- ・関係機関への対応担当

関係機関との連携

- ・呉市教育委員会
- ・呉警察署
- ・広警察署
- ・子育て支援課
- ・こども家庭相談課
- ・スクールカウンセラー

【当該児童生徒への事実確認】

- 1 被害児童からの聴取
- 2 周囲の児童からの聴取
- 3 加害児童からの聴取

事実の究明と支援・指導

【事情聴取の際の留意事項】

- ・当該児童生徒等への事情聴取は複数教員で行い，場所や時間に配慮する。
- ・児童生徒が安心して話せる人や場所に配慮する。
- ・関係者からの情報に食い違いがないかを確認する。
- ・情報提供者についての秘密を厳守し，報復等が起こらないよう細心の注意を払う。

いじめ対応チームで協議

- ・確認した内容の報告と，全体像の把握
- ・被害児童及び加害児童への対応協議
- ・学級指導の内容協議

家庭訪問（被害児童）

事実報告，加害児童への指導内容説明
学校と連携した支援

全教職員で情報の共有

来校（加害児童）

事実報告，指導内容説明
学校と連携した指導

謝罪の場の設定

全教職員で今後のいじめの対応についての共通理解

各学級での指導

いじめ撲滅プロジェクトチーム会議
での連携

経過観察

別紙 2

- ※ 関係児童への面談の記録（担任）
- ※ 事案内容，対応の記録（生徒指導主事）

